

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

令和元年度第4号
通算第572号
令和元年11月22日

尼崎市総務局
人事管理部給与課

—令和2年度以降の合理化等について—

◎日時・場所

令和元年9月27日（金）午後3時30分～午後5時（中央北生涯学習プラザ 学習室1）

◎今回の交渉の主な目的

従前より、合理化の取組については実施時期の半年前までに提案することを労使の間で確認してきていることから、本年度においても令和2年度以降の実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

◎組合への提案

（提案メモ）令和2年度以降の合理化について

[別紙](#)

◎具体的な交渉内容

1 令和2年度以降の合理化について

協議の要旨

当局から、令和2年度以降の合理化提案項目の具体的内容について説明した後、協議を行った。提案項目は、次のとおり。

- 1 じんかい収集業務の見直し（経済環境局）
- 2 小学校給食調理業務の見直し（教育委員会事務局）

組合の主張	当局の回答
提案項目1について 委託比率をどのように見直すのか。	現行の直営 35%・委託 65%という比率を直営 24%・委託 76%となるように見直す。
車両台数の削減数は。	現行の 29 台から 22 台へと 7 台の減車となる。なお、車両 1 台につき 3 人体制であるため、人員は▲21 人の減となる。

<p>委託の実施により、どのように効率化が図られるのか。</p>	<p>市として、超少子高齢社会の進展に伴い、拡大・多様化する社会的ニーズに対し、現在の体制で運営し続けることは困難であるため、委託できるものは民間に委託していき、行政の役割が増えていく分野に職員を重点的に配置していくとするものである。</p>
<p>今回の委託の効果額は。</p>	<p>現在、予算要求のために委託業務の設計を行っている段階であるが、効果額としてはおおむね 200 万円程度を見込んでいるところである。</p>
<p>わずか 200 万円の効果額でも委託を実施するという事は、拡大・多様化する社会的ニーズに対応するための担い手を生み出すためには委託が必要と考えているということか。</p>	<p>お見込みのとおりである。現在の市としてのアウトソーシングの方向性は、財政効果だけを見定めたものではなく、より効率的な執行体制の構築を目指すものとして取組を進めているところである。</p>
<p>新たに見込まれる委託経費は、どのように算出しているのか。</p>	<p>現行契約の当初設計額に、消費税率の引上げや労務単価の上昇を見込んだ上で、委託比率の拡大分を考慮して算出している。</p>
<p>今回の提案で委託は終わるのか。それとも、今後も委託を行っていくのか。</p>	<p>今回は令和 3 年度向けの内容として提案を行うものであり、現時点で将来的なことについては明言できないが、今後も社会情勢等を踏まえる中で検討していくこととしている。</p>
<p>なぜ令和 3 年度なのか。</p>	<p>一般家庭ごみ収集運搬業務委託については、収集時間の安定化や計画的な人員機材の確保などの理由から契約期間を 4 年としており、現行契約が令和 2 年度までとなっている。こうしたことなどを踏まえ、令和 3 年度から委託範囲を拡大するものである。</p>
<p>令和 3 年度からの 4 年間については、直営 24%・委託 76%の体制で対応していくのか。</p>	<p>現時点においてはその方向であると聞いている。</p>
<p>危機管理をどう考えているのか。委託範囲を拡大することにより危機管理体制の確保に支障を来すのではないか。</p>	<p>平成 19 年度から直営 35%体制に変更した際と同じく、危機管理体制が重要という考えは現在でも変わらない。その上で、本市や他都市の状況を鑑みると、全ての委託業者が同時に業務不能となることは非現実的であるが、一方で業者 1 者が業務不能となっている事例はあり得ることを踏まえ、最大受注業者 1 者分の業務量をカバーできる体制を確保していきたいとの考えを原局からは確認している。</p>

<p>昨今、大規模な自然災害が多発しているが、直営力が減っていく中で、そうした事態にどのように対応していくのか。</p>	<p>自然災害の規模によっては、直営の能力だけでは対応できないことから、委託業者はもとより、他都市等の力も借りながら対応する必要があると考えている。そうした際に、尼崎市の地理に不慣れな応援者に対して迅速かつ的確な指示を行うことができるよう、市が市内全ての道路事情やごみ排出状況を把握できる体制を築いていきたいとの考えを原局からは確認している。</p>
<p>危機管理については、委託の仕様書で十分に担保されるべきであるが、今回の委託において、これまでとは異なる内容を仕様書に盛り込むということか。</p>	<p>じんかい収集業務に限らず、危機管理に係る内容をどのように仕様書に落とし込むかについては重要なことと認識しているが、本件の契約は来年度のことであり現時点では詳細は分からない。</p>
<p>現行の委託業者においても人材育成が進んでおらず、結果的に市職員が苦情対応をしているのが現状であり、委託を拡大すれば負担の更なる増大が想定される。当局におかれては、現場の技能労務職員がこうした対応を担っていることを重く受け止めていただきたい。</p>	<p>そのような苦情対応をはじめ、技能労務職員として現在担っていただいていることは今後も生きる部分があるのではないかと考えている。現時点では将来的な体制等について結論は出ていないが、ご指摘いただいた内容も踏まえながら検討していきたい。</p>
<p>最終的にはじんかい収集業務を全て委託することになるのか。</p>	<p>これまで申し上げてきたとおり、技能労務職員が担っている業務の中でもいわゆる単純労務業務については、全てアウトソーシングの対象となり基本的には直営で残す考えはないが、危機管理やノウハウの継承といった点は、課題として引き続き検討が必要と考えている。</p>
<p>委託業者の指導をするにしても、現場のことを分かっていなければ難しい。このまま現場のことを分かる職員がいなくなってしまうと、いずれ何らかの問題が生じるのではないか。今一つ最終的なビジョンが見えないが、現業を廃止するのではなく、他都市でも例があるように現業を生かした職を設けていくべきではないか。</p>	<p>いわゆる単純労務業務については全てアウトソーシングの対象とする方向性である一方で、現時点において、危機管理の面から一定の体制を確保する必要性も認識している。最終的な体制や行政職のポストにどういった整理が必要かといったことは、引き続き検討していく必要があると考えている。</p>

現場の職員に対し、先の分からない中で合理化の提案だけを行い、不安をかきたてていることについて、どう考えているのか。当局が併せて示している転職制度についても、一部で成功例もあるとはいえ、支援体制が不十分であり、全体として見れば不安を抱えている職員が多いではないか。	そういった不安を抱えている者がいることも認識しているが、基本的には技能労務職全員が転職していただきたいと考えており、そのためにも引き続き、転職制度に係るサポートの充実などについては協議していかなければならないと考えている。
業務課においては現在欠員が生じているが、この委託によりどうなるのか。	委託範囲の拡大により人員は 21 人の減となるが、委託に伴う転職枠については、欠員を相殺した上での余剰人員分に基づき設定するため、転職を実施していく中で欠員は解消されることを想定している。
公営企業局においても合理化提案項目があるのか。	3 件の合理化提案を予定していると聞いている。
諾否の期限はいつか。	令和 3 年 4 月の実施であり、来年度の契約となるが、来年度予算編成との兼ね合いもあることから、できる限り早急に願いたい。
提案項目 2 について 今回の委託校をどのように選定したのか。これまでの傾向からすれば、より規模の大きい大島小学校の委託となるのではないか。	前回、平成 30 年度にわかば西小学校を委託した後、再任用職員が 1 人、常勤職員が 3 人、嘱託員が 1 人退職となっており、配置基準ベースでは正規・再任用が 2 人、嘱託員が 2 人、臨時職員が 1 人の減となっている。こうした動向を踏まえた上で、食数に基づく配置基準、経費等を勘案すると、中規模校 1 校程度の委託が妥当と判断し、このたび大庄小学校を選定し、当該校の学校給食調理業務を委託するものである。
今回の委託化による効果額は。	配置基準ベースの人員の人件費と委託料の概算との比較により、おおむね 11,000 千円程度の効果額を見込んでいるところである。
学校給食調理業務はかなり以前から委託を進めてきているが、委託化による効果額の年次的な推移を把握しているのか。	アウトソーシングに当たっては、事前に効果額の検証を行ったうえで導入の是非を判断しているところである。導入後の年次的な推移の詳細までは把握していないが、基本的には、後年度も効果が継続するものと捉えている。
現在の直営校の数は。	大庄小学校を含めて 8 校である。

大庄小学校の給食室の整備は完了しているのか。	完了している。
栄養士が直接委託業者に指揮命令をしていることがあるのではないか。	委託に際しては、委託事業者における業務責任者を通じて連絡調整を行うようにしており、栄養士から直接指揮命令を行うことはなく適切に運用していると聞いているが、改めて組合から意見があったことは原局に伝えておく。

課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

2 その他

組合の主張	当局の回答
<p>市民課窓口業務委託について</p> <p>市民課窓口業務委託に際しては、かつて組合からは各サービスセンターのみ土曜開庁することなどについて色々と懸案事項を意見してきたところである。それにもかかわらず、今になって試行的に本庁の土曜開庁も実施するというのはどうなのか。このような取組をしていくのであれば、これまでの市民課窓口業務委託の検証を含め、支部に対して、しっかりと説明していただきたい。</p>	<p>了解した。</p>
<p>会計年度任用職員制度について</p> <p>会計年度任用職員の非常勤事務補助員について、1日7時間勤務ではうまく対応できない場合の取扱いについて、支部で協議できるように支部当局へ情報を下ろしていただきたい。</p>	<p>了解した。</p>
<p>会計年度任用職員制度については、所属長を含め十分な理解が浸透していないように見受けられるが、説明会を実施する考えはないのか。</p>	<p>全ての職員を対象に説明会を実施するのは現実的には難しいと考えているが、十分に理解していただく必要性は認識しており、分かりやすい資料を提供するなどの対応を図っていきたい。</p>

いくしあの職場体制について

子どもの育ち支援センター「いくしあ」に配置されることとなった者の中に、週に1回、南北保健福祉センターへの出勤を命じられた者がいる。そのような変則的な状況にもかかわらず、事前に十分な説明を受けていないとのことであり、早急に支部で説明をしていただきたい。

原局からは事前に一定説明の場を設けたとは聞いているが、それが十分なものであったかどうかも含めて、改めて原局に確認しておく。

以上
(給与課)

令和2年度以降の合理化について（メモ）

R元. 9.27

1 じんかい収集業務の見直しについて（経済環境局）

(1) 目的

じんかい収集業務について、委託範囲の見直しを行うとともに、より効率的な業務執行体制の構築を図る。

(2) 実施内容

じんかい収集業務について、燃やすごみ、びん・缶・ペットボトル、金属製小型ごみに係る委託範囲を拡大するとともに、車両稼働台数を削減する。

(3) 実施時期

令和3年4月1日

(4) 人員

正規職員 ▲21人

2 小学校給食調理業務の見直しについて（教育委員会事務局）

(1) 目的

小学校給食調理業務の効率化を図る。

(2) 実施内容

大庄小学校の給食調理業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

令和2年4月1日

(4) 人員

正規職員 ▲2人

以上
(給与課)